No.９

令和３年（１２月）

第４回定例会議案
参　考　資　料

熊谷市

目　　次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第８９号	熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表	建築審査課	1
第９０号	熊谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保険年金課	１１
第９１号	熊谷市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	開発審査課	１２
第９２号	熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表	保険年金課	１５
第９９号	認定路線調書・位置図	管　理　課	１９

議案第８９号の参考資料

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市手数料徴収条例（平成１７年条例第６６号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案

別表（第２条関係）

	事務の種類	手数料の額
５５の１０	長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	ア　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第６条の２第３項の確認書若しくは同条第４項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第６条第１項第１号に掲げる基準に適合しているものに限る。第５５号の１２アにおいて同じ。）又はこれらの写しが提出された場合 ⑴　一戸建ての住宅 ⓘ　新築のもの　８，０００円 ⓘⓘ　増築又は改築のもの　１３，０００円 ⑵　共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号から第５５号の１３までにおいて同じ。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⓘ　床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が５００平方メートル以内のとき。 ㋐　新築のもの　１７，０００円 ㋑　増築又は改築のもの　２５，０００円 ⓘⓘ　床面積の合計が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のとき。 ㋐　新築のもの　２８，０００円 ㋑　増築又は改築のもの　４２，０００円 ⓘⓘⓘ　床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，５００平方メートル以内のとき。 ㋐　新築のもの　５２，０００円 ㋑　増築又は改築のもの　７８，０００円 ⓘⓥ　床面積の合計が２，５００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のとき。

現　　行

別表（第２条関係）

	事務の種類	手数料の額
５５の１０	長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	ア　長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第６条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第５条第１項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。第５５号の１２において同じ。）が提出された場合 (1)　一戸建ての住宅 (i)　新築のもの　６，０００円 (ii)　増築又は改築のもの　１０，０００円 (2)　共同住宅等　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を、申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下「申請住戸数」という。）で除して得た額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (i)　床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が５００平方メートル以内のとき。 (ｲ)　新築のもの　１３，０００円 (ﾛ)　増築又は改築のもの　２１，０００円 (ii)　床面積の合計が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のとき。 (ｲ)　新築のもの　２４，０００円 (ﾛ)　増築又は改築のもの　３７，０００円 (iii)　床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，５００平方メートル以内のとき。 (ｲ)　新築のもの　３５，０００円 (ﾛ)　増築又は改築のもの　５４，０００円

			㈠　新築のもの　７８，０００円 ㈡　増築又は改築のもの　１１８，０００円 ㈤　床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のとき。 ㈠　新築のもの　１１５，０００円 ㈡　増築又は改築のもの　１７３，０００円 ㈥　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内のとき。 ㈠　新築のもの　１９９，０００円 ㈡　増築又は改築のもの　３００，０００円 ㈦　床面積の合計が２０，０００平方メートルを超え３０，０００平方メートル以内のとき。 ㈠　新築のもの　２５７，０００円 ㈡　増築又は改築のもの　３８６，０００円 ㈧　床面積の合計が３０，０００平方メートルを超えるとき。 ㈠　新築のもの　３００，０００円 ㈡　増築又は改築のもの　４５１，０００円

		㈣　床面積の合計が２，５００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のとき。 ㋐　新築のもの　６５，０００円 ㋑　増築又は改築のもの　１０１，０００円 ㈤　床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のとき。 ㋐　新築のもの　１１２，０００円 ㋑　増築又は改築のもの　１７４，０００円 ㈥　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内のとき。 ㋐　新築のもの　１８５，０００円 ㋑　増築又は改築のもの　２８７，０００円 ㈦　床面積の合計が２０，０００平方メートルを超え３０，０００平方メートル以内のとき。 ㋐　新築のもの　２２８，０００円 ㋑　増築又は改築のもの　３５３，０００円 ㈧　床面積の合計が３０，０００平方メートルを超えるとき。 ㋐　新築のもの　２４３，０００円 ㋑　増築又は改築のもの　３７７，０００円 イ　住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項の設計住宅性能評価書（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項第１号に掲げる基準に適合しているものに限る。第５５号の１２において同じ。）の写しが提出された場合 ⑴　一戸建ての住宅　２３，０００円 ⑵　共同住宅等　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） ㈠　床面積の合計が５００平方メートル以内のとき　７２，０００円 ㈡　床面積の合計が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のとき　１１２，０００円 ㈢　床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，５００平方メートル以内のとき　２０７，０００円 ㈣　床面積の合計が２，５００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のとき　３５０，０００円 ㈤　床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のとき　５３５，０００円

		イ　ア以外の場合 ⑴　（略） ⑵　共同住宅等　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⅰ～ⅲ　（略）
５５の１１	長期優良住宅建築等計画の認定の申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	前号ア⑴又はイ⑴の額（共同住宅等については、同号ア⑵ⅰから ⅲまで又はイ⑵ⅰから ⅲまでの床面積の合計の区分に応じ定める額）に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額 ア～ウ　（略）
５５の１２	長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	ア　住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第３項の確認書若しくは同条第４項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合 ⑴　一戸建ての住宅 ⅰ　新築のもの　４，０００円 ⅱ　増築又は改築のもの　６，５００円 ⑵　共同住宅等　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⅰ　床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が５００平方メートル以内のとき。 ㈠　新築のもの　８，５００円 ㈡　増築又は改築のもの　１２，５００円 ⅱ　床面積の合計が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のとき。 ㈠　新築のもの　１４，０００円 ㈡　増築又は改築のもの　２１，０００円

		㈣　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内のとき　９６９，０００円 ㈤　床面積の合計が２０，０００平方メートルを超え３０，０００平方メートル以内のとき　１，３２１，０００円 ㈥　床面積の合計が３０，０００平方メートルを超えるとき　１，５９７，０００円 ウ　ア及びイ以外の場合 ⑴　（略） ⑵　共同住宅等　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） ㈠～㈥　（略）
５５の１１	長期優良住宅建築等計画の認定の申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	前号ア⑴、イ⑴又はウ⑴の額（共同住宅等については、同号ア⑵㈠から㈥まで、イ⑵㈠から㈥まで又はウ⑵㈠から㈥までの床面積の合計の区分に応じ定める額）に、次のアに定める額を加算し、次のイ又はウに掲げる場合はそれぞれ当該イ又はウに定める額を更に加算して得た額（共同住宅等については、その額を申請住戸数で除して得た額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）） ア～ウ　（略）
５５の１２	長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	ア　変更後の長期優良住宅建築等計画が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 ⑴　一戸建ての住宅 ㈠　新築のもの　３，０００円 ㈡　増築又は改築のもの　５，０００円 ⑵　共同住宅等　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） ㈠　床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が５００平方メートル以内のとき。 ㈠　新築のもの　６，５００円 ㈡　増築又は改築のもの　１０，５００円 ㈡　床面積の合計が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のとき。

		(ⅲ) 床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，５００平方メートル以内のとき。 (ｲ) 新築のもの ２６，０００円 (ﾛ) 増築又は改築のもの ３９，０００円 (ⅳ) 床面積の合計が２，５００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のとき。 (ｲ) 新築のもの ３９，０００円 (ﾛ) 増築又は改築のもの ５９，０００円 (ⅴ) 床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のとき。 (ｲ) 新築のもの ５７，５００円 (ﾛ) 増築又は改築のもの ８６，５００円 (ⅵ) 床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内のとき。 (ｲ) 新築のもの ９９，５００円 (ﾛ) 増築又は改築のもの １５０，０００円 (ⅶ) 床面積の合計が２０，０００平方メートルを超え３０，０００平方メートル以内のとき。 (ｲ) 新築のもの １２８，５００円 (ﾛ) 増築又は改築のもの １９３，０００円 (ⅷ) 床面積の合計が３０，０００平方メートルを超えるとき。 (ｲ) 新築のもの １５０，０００円 (ﾛ) 増築又は改築のもの ２２５，５００円

		㈠　新築のもの　１２，０００円 ㈡　増築又は改築のもの　１８，５００円 ㈢　床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，５００平方メートル以内のとき。 ㈠　新築のもの　１７，５００円 ㈡　増築又は改築のもの　２７，０００円 ㈣　床面積の合計が２，５００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のとき。 ㈠　新築のもの　３２，５００円 ㈡　増築又は改築のもの　５０，５００円 ㈤　床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のとき。 ㈠　新築のもの　５６，０００円 ㈡　増築又は改築のもの　８７，０００円 ㈥　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内のとき。 ㈠　新築のもの　９２，５００円 ㈡　増築又は改築のもの　１４３，５００円 ㈦　床面積の合計が２０，０００平方メートルを超え３０，０００平方メートル以内のとき。 ㈠　新築のもの　１１４，０００円 ㈡　増築又は改築のもの　１７６，５００円 ㈧　床面積の合計が３０，０００平方メートルを超えるとき。 ㈠　新築のもの　１２１，５００円 ㈡　増築又は改築のもの　１８８，５００円 イ　住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条第１項の設計住宅性能評価書の写しが提出された場合 ⑴　一戸建ての住宅　１１，５００円 ⑵　共同住宅等　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） ㈠　床面積の合計が５００平方メートル以内のとき　３６，０００円 ㈡　床面積の合計が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のとき　５６，０００円 ㈢　床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，５００

		イ　ア以外の場合 ⑴　（略） ⑵　共同住宅等　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠～㈧　（略）
５５の１３	長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第２項において準用する同法第６条第２項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	第５５号の１１アの額に、前号ア⑴又はイ⑴の額（共同住宅等については、同号ア⑵㈠から㈧まで又はイ⑵㈠から㈧までの床面積の合計の区分に応じ定める額）を加算し、第５５号の１１イ又はウに掲げる場合はそれぞれ同号イ又はウに定める額を更に加算して得た額
５５の１４	（略）	（略）
５５の１５	（略）	（略）
５５の１５の２	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可の申請に対する審査	１６０，０００円

備考　（略）

		平方メートル以内のとき　１０３，５００円 ㈣　床面積の合計が２，５００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のとき　１７５，０００円 ㈤　床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のとき　２６７，５００円 ㈥　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内のとき　４８４，５００円 ㈦　床面積の合計が２０，０００平方メートルを超え３０，０００平方メートル以内のとき　６６０，５００円 ㈧　床面積の合計が３０，０００平方メートルを超えるとき　７９８，５００円 ウ　ア及びイ以外の場合 ⑴　（略） ⑵　共同住宅等　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額を申請住戸数で除して得た額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） ㈠～㈧　（略）
５５の１３	長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第８条第２項において準用する同法第６条第２項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	第５５号の１１アの額に、前号ア⑴、イ⑴又はウ⑴の額（共同住宅等については、同号ア⑵㈠から㈧まで、イ⑵㈠から㈧まで又はウ⑵㈠から㈧までの床面積の合計の区分に応じ定める額）を加算し、第５５号の１１イ又はウに掲げる場合はそれぞれ同号イ又はウに定める額を更に加算して得た額（共同住宅等については、その額を申請住戸数で除して得た額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））
５５の１４	（略）	（略）
５５の１５	（略）	（略）

備考　（略）

議案第９０号の参考資料

熊谷市国民健康保険条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市国民健康保険条例（平成１７年条例第１６０号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（出産育児一時金） 第８条　被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として４０万８千円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正１５年勅令第２４３号）の規定による出産育児一時金の金額等を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに１万２千円を上限として加算した額を支給する。 ２　（略）	（出産育児一時金） 第８条　被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として４０万４千円を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正１５年勅令第２４３号）の規定による出産育児一時金の金額等を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに１万６千円を上限として加算した額を支給する。 ２　（略）

議案第９１号の参考資料

熊谷市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市開発許可等の基準に関する条例（平成１７年条例第２１２号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　（略） ⑵　既存集落区域　市街化調整区域において自然的社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であって、おおむね５０以上の建築物（市街化区域に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、市長が指定した土地の区域をいう。 ⑶　（略） （法第３４条第１１号の規定による区域の指定） 第３条の２　法第３４条第１１号の規定により指定する土地の区域は、政令第２９条の９に規定する基準のほか、次に掲げる基準に基づき、市長が指定する土地の区域とする。 ⑴～⑹　（略） ２・３　（略） （法第３４条第１２号の規定により定める開発行為） 第４条　法第３４条第１２号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、政令第２９条の９各号に掲げる土地の区域又は用途地域が定められている土地の区域における開発行為（第１号、第２号ア及びイ並びに第８号に係る開発行為に限る。）について	（定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 ⑴　（略） ⑵　既存の集落　市街化調整区域において自然的社会的諸条件から一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であって、おおむね５０以上の建築物（市街化区域に存するものを含む。）が連たんしているものをいう。 ⑶　（略） （法第３４条第１１号の規定による区域の指定） 第３条の２　法第３４条第１１号の規定により指定する土地の区域は、次に掲げる基準に基づき、市長が指定する土地の区域とする。 ⑴～⑹　（略） ２・３　（略） （法第３４条第１２号の規定により定める開発行為） 第４条　法第３４条第１２号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、政令第８条第１項第２号ロからニまでに掲げる土地の区域又は用途地域が定められている土地の区域については、この限りでない。

改　正　案	現　行
は、この限りでない。	
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為で、次のいずれかに該当するもの	⑵　自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為で、次のいずれかに該当するもの
ア　既存集落区域に自己又はその親族（民法（明治２９年法律第８９号）第７２５条に規定する親族をいう。以下この号において同じ。）が線引き前から所有する土地（線引き前から所有する者から相続等により取得した土地その他規則で定める土地を含む。ウにおいて同じ。）において行うもの	ア　既存の集落に、自己又はその親族（民法（明治２９年法律第８９号）第７２５条に規定する親族をいう。以下同じ。）が線引き前から所有する土地（線引き前から所有する者から相続等により取得した土地その他規則で定める土地を含む。以下同じ。）において行うもの
イ　当該開発行為に係る土地の存する市街化調整区域又は隣接する市町村の市街化調整区域に自己又はその親族が２０年以上居住する者が、既存集落区域に自己又はその親族が所有する土地において行うもの	イ　当該開発行為に係る土地の存する市街化調整区域又は隣接する市町村の市街化調整区域に自己又はその親族が２０年以上居住する者が、既存の集落に自己又はその親族が所有する土地において行うもの
ウ　（略）	ウ　（略）
⑶～⑻　（略）	⑶～⑻　（略）
（政令第３６条第１項第３号ハの規定により定める建築等）	（政令第３６条第１項第３号ハの規定により定める建築等）
第５条　政令第３６条第１項第３号ハの規定により、建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設（以下この条において「建築物等の新築等」という。）として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、政令第２９条の９各号に掲げる土地の区域又は用途地域が定められている土地の区域における建築物等の新築等（第１号、第２号（前条第２号ア及びイ並びに同条第８号に係る部分に限る。）及び第４号ウに係る建築物等の新築等に限る。）については、この限りでない。	第５条　政令第３６条第１項第３号ハの規定により、建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、政令第８条第１項第２号ロからニまでに掲げる土地の区域又は用途地域が定められている土地の区域については、この限りでない。

改　正　案	現　行
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　前条第２号から第６号まで及び第８号に掲げる開発行為に係る予定建築物等の要件に該当する建築物等の新築等	⑵　前条第２号から第６号まで及び第８号に掲げる開発行為に係る予定建築物等の要件に該当する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設
⑶　（略）	⑶　（略）
⑷　現に存する建築物が、建築後２０年を経過している場合又は建築後５年を経過し、破産手続開始の決定その他のやむを得ない事由を有するものとして規則で定める場合に、当該建築物と同一の敷地において行う次のいずれかに該当する建築物の新築、改築又は用途の変更 ア・イ　（略） ウ　建築基準法別表第２（ろ）項に掲げる建築物（既存集落区域に存するものに限る。）	⑷　現に存する建築物が、建築後２０年を経過している場合又は建築後５年を経過し、破産手続開始の決定その他のやむを得ない事由を有するものとして規則で定める場合に、当該建築物と同一の敷地において行う、次のいずれかに該当する建築物の新築、改築又は用途の変更 ア・イ　（略） ウ　建築基準法別表第２（ろ）項に掲げる建築物（既存の集落に存するものに限る。）

議案第９２号の参考資料

熊谷市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市国民健康保険税条例（平成１８年条例第１７６号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第５条　第２条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について<u>２６，０００円</u>とする。 （介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第８条　第２条第４項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>１００分の１．７</u>を乗じて算定する。 （介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額） 第９条　第２条第４項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について<u>１２，５００円</u>とする。 （国民健康保険税の減額） 第２２条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６３万円を超える場合には６３万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１９万円を超える場合には１９万円）及び同条第４項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には１７万円）の合算額とする。 ⑴　法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であっ	（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額） 第５条　第２条第２項の被保険者均等割額は、被保険者１人について<u>２５，０００円</u>とする。 （介護納付金課税被保険者に係る所得割額） 第８条　第２条第４項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>１００分の１．４</u>を乗じて算定する。 （介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額） 第９条　第２条第４項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者１人について<u>１０，０００円</u>とする。 （国民健康保険税の減額） 第２２条　次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第２条第２項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が６３万円を超える場合には６３万円）、同条第３項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１９万円を超える場合には１９万円）及び同条第４項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が１７万円を超える場合には１７万円）の合算額とする。 ⑴　法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第６条第８号の規定により被保険者の資格を喪失した者であっ

改　正　案	現　行
て、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１８，２００円 イ　（略） ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　８，７５０円	て、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）のうち給与所得を有する者（前年中に法第７０３条の５に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２８条第１項に規定する給与所得について同条第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が５５万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第７０３条の５に規定する総所得金額に係る所得税法第３５条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢６５歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が６０万円を超える者に限り、年齢６５歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が１１０万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者 ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１７，５００円 イ　（略） ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　７，０００円

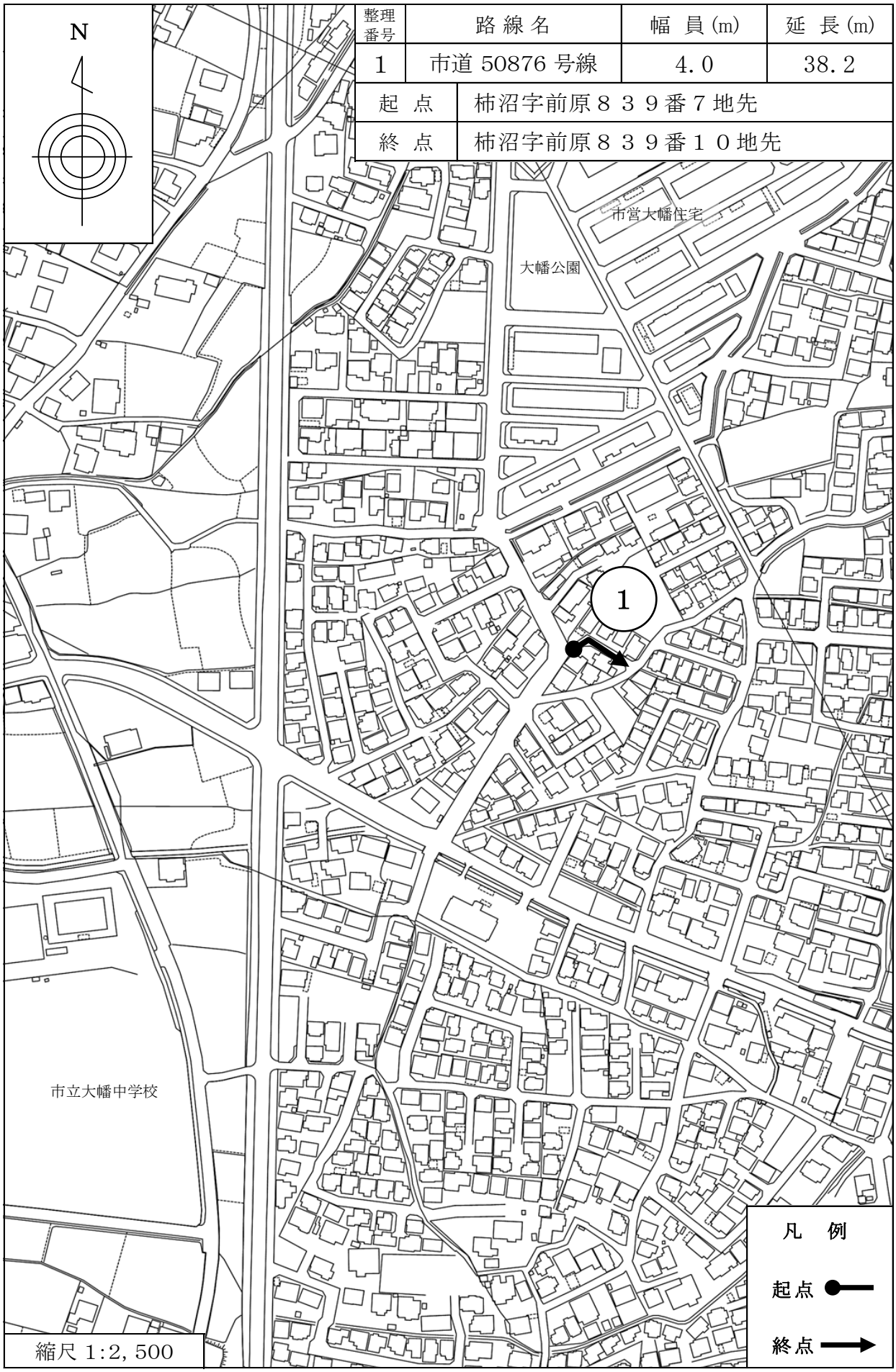
改　正　案	現　行
⑵　法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき２８万５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１３，０００円 イ　（略） ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　６，２５０円	⑵　法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき２８万５，０００円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　１２，５００円 イ　（略） ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　５，０００円
⑶　法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５２万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　５，２００	⑶　法第７０３条の５に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、４３万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、４３万円に当該給与所得者等の数から１を減じた数に１０万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者１人につき５２万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前２号に該当する者を除く。） ア　国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額　被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　５，０００

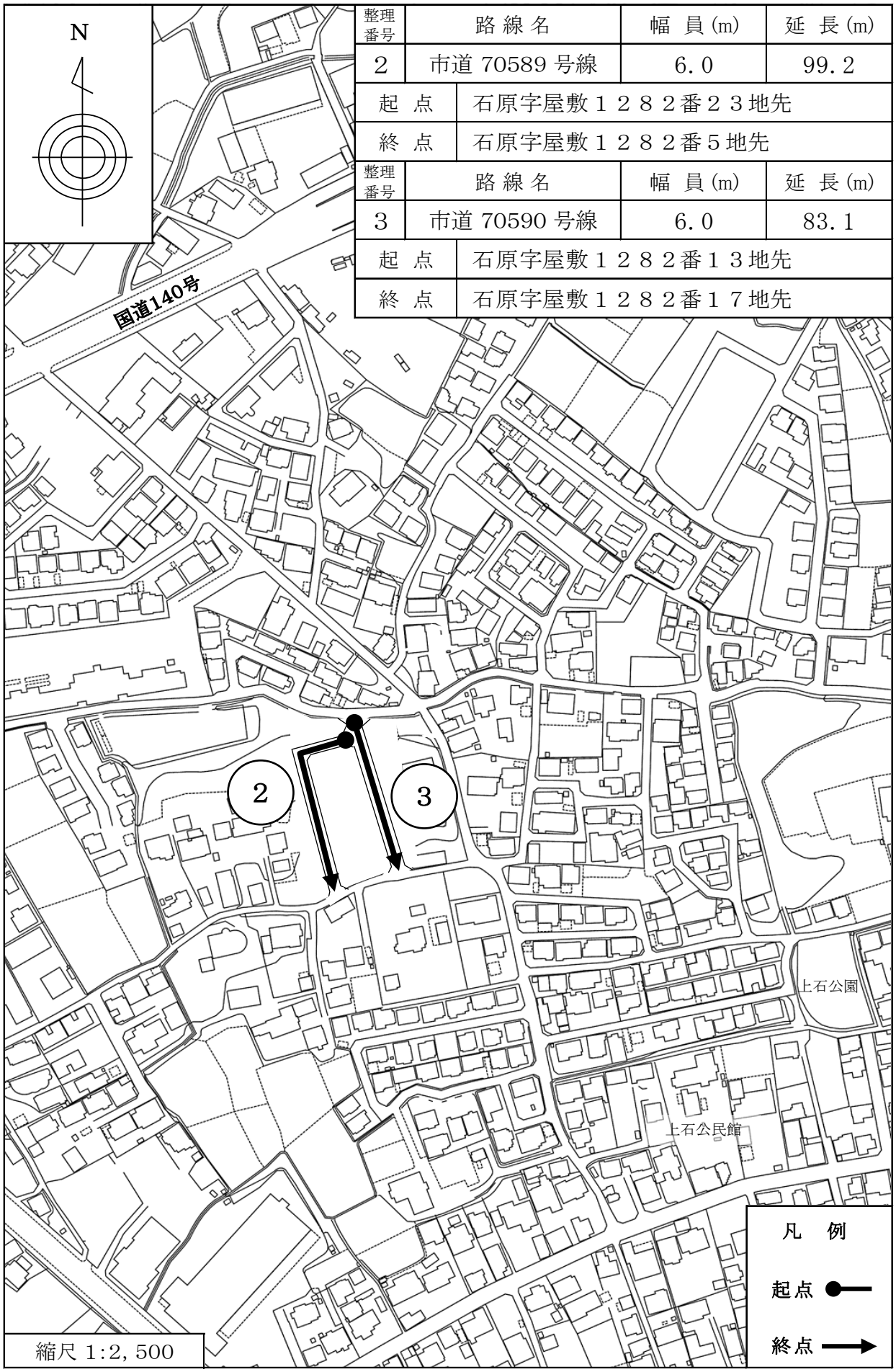
改　正　案	現　行
円 イ　（略） ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　２，５００円	円 イ　（略） ウ　介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額　介護納付金課税被保険者（第１条第２項に規定する世帯主を除く。）　１人について　２，０００円

議案第　９９　号の参考資料

認定路線調書・位置図

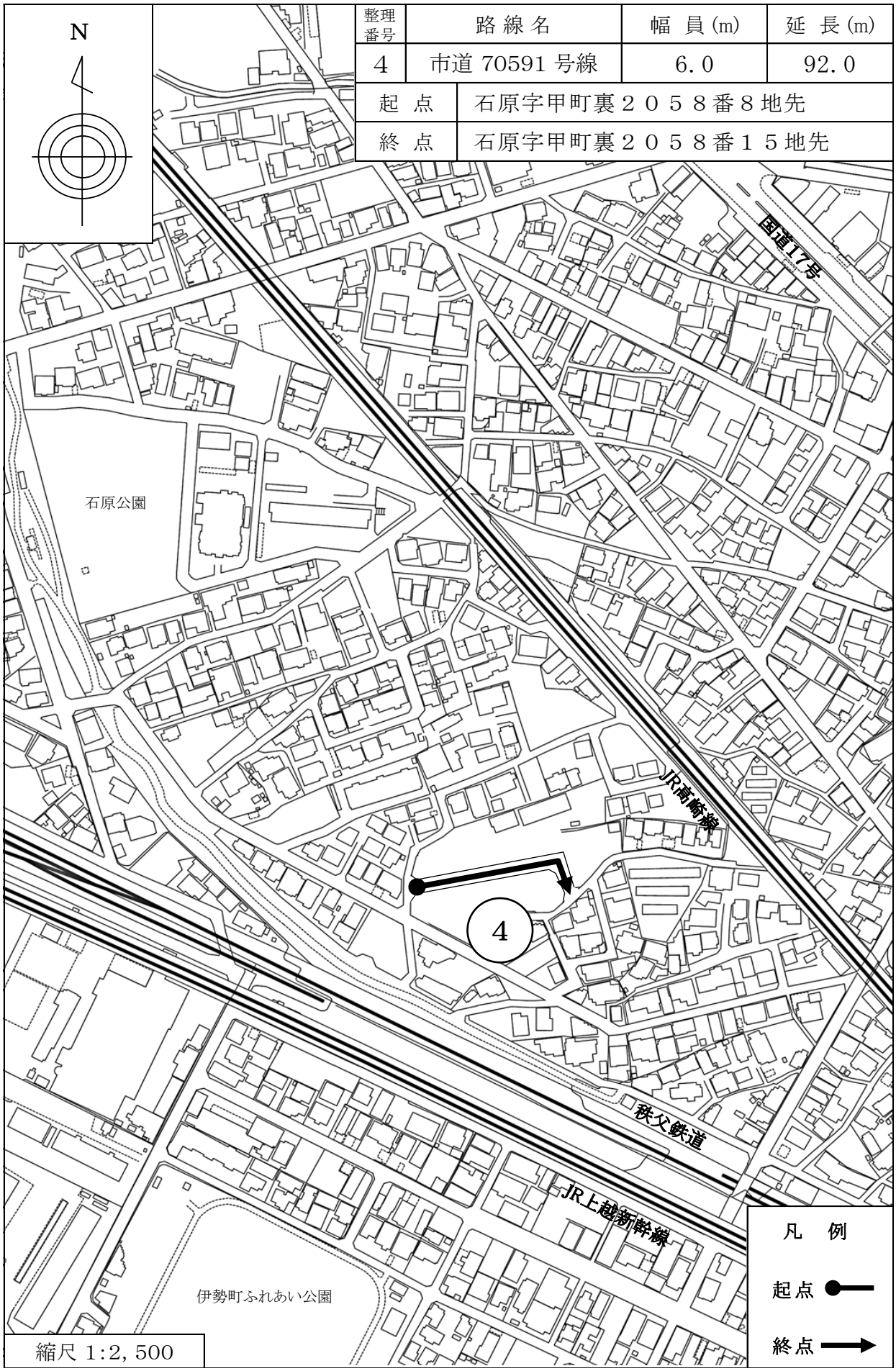
整理番号	路　線　名	認　定　理　由
1	市道　50876　号線	本市に寄附された道路を市道として管理したいため
2	市道　70589　号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
3	市道　70590　号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
4	市道　70591　号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
5	市道　江南7377　号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため


N
整理番号
路線名
幅員(m)
延長(m)
1
市道 50876 号線
4.0
38.2
起点
柿沼字前原８３９番７地先
終点
柿沼字前原８３９番１０地先
市営大幡住宅
大幡公園
1
市立大幡中学校
凡例
起点
終点
縮尺 1:2,500



整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
2	市道 70589 号線	6.0	99.2
起　点	石原字屋敷１２８２番２３地先		
終　点	石原字屋敷１２８２番５地先		

整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
3	市道 70590 号線	6.0	83.1
起　点	石原字屋敷１２８２番１３地先		
終　点	石原字屋敷１２８２番１７地先		



整理番号	路線名	幅員(m)	延長(m)
4	市道 70591 号線	6.0	92.0
起点	石原字甲町裏２０５８番８地先		
終点	石原字甲町裏２０５８番１５地先		


N
整理番号
路線名
幅員(m)
延長(m)
5
市道江南7377号線
6.0
67.3
起点
野原字持橋ノ道上６７８番６地先
終点
野原字持橋ノ道上６９０番１地先
文殊寺
5
県道ときがわ熊谷線
和田川
凡例
起点
終点
縮尺 1:2,500